

青森県報

第百十四号

令和二年
一月三十一日
(金曜日)

目次

規則

○知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………

(情
システム課) ……一

告示

○青森県褒賞規則により褒賞された者……………

(総務学事課) ……一

○救急病院及び救急診療所の設置……………

(医療薬務課) ……二

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………

(下北地域
県民局) ……二

公告

○県営土地改良事業計画変更の決定……………

(農村整備課) ……三

○県有地の売却に係る一般競争入札……………

(港湾空港課) ……三

公安委員会

○役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………

(交通企画課) ……四

規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成二十一年三月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五条第五号を削る。

附則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

告示

青森県告示第六十四号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

令和二年一月二十三日に行った褒賞

青森山田高等学校サッカー部

高円宮杯JFA U-18サッカープレミアリーグ二〇一九ファイナルにおいて優勝され、さらには令和元年度第九十八回全国高等学校サッカー選手権大会において準優勝の成績を収め、郷土に名誉と誇りをもたらした県民に勇気と感動を与えた事績まことに顕著であります。

青森県告示第六十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 有 効 期 限	救急病院、救急診療所の別
青森県立中央病院	青森市東造道二丁目の一	令和五年一月三十一日	救急病院
社団法人慈恵会青森慈恵会病院	青森市大字安田字近野一四六の一	〃	〃
一般財団法人双仁会青森厚生病院	青森市大字新城字山田四八八の一	〃	〃
佐藤病院	青森市青柳二丁目の一〇二	〃	〃
神外科胃腸科医院	青森市本町三丁目二の一九	〃	救急診療所
平内町国民健康保険平内中央病院	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢一の一	〃	救急病院
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	〃	〃
弘前メディカルセンター	弘前市大字大町二丁目二の九	〃	〃
弘愛会病院	弘前市大字宮川三丁目一の四	〃	〃
医療法人元秀会弘前小野病院	弘前市大字和泉二丁目一九の一	〃	〃
黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	〃	〃

青森県告示第六十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
ときわ会病院	〃
町立大鰐病院	〃
国民健康保険板柳中央病院	〃
八戸市立市民病院	〃
八戸赤十字病院	〃
八戸城北病院	〃
国民健康保険五戸総合病院	〃
公立野辺地病院	〃
公立七戸病院	〃
むつ総合病院	〃
国民健康保険大間病院	〃

南津軽郡藤崎町大字榑字亀田二の一	〃
南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	〃
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井七四の二	〃
八戸市田向三丁目の一	〃
八戸市大字田面木字中明戸二	〃
八戸市石堂二丁目一四の一四	〃
三戸郡五戸町字沢向一七の三	〃
上北郡野辺地町字鳴沢九の一	〃
上北郡七戸町字影津内九八の一	〃
むつ市小川町一丁目二の八	〃
下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八	〃

加入区 の名称	川内	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
	むつ市川内町休所五〇 今 進 むつ市川内町松川川代一四の一 工藤 光夫 むつ市川内町休所四二の二一五 菊池 昭博		令和二年一月 三十一日から 同年二月十四 日まで	川内町漁業 協同組合

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、八ツ役地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年二月三日から同年三月三日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市沖館二丁目四七の五	雑種地	四、四〇六・二七

二 予定価格

五千七百七十二万二千百三十七円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

2 入札日時

令和二年二月十七日 午前九時から

令和二年二月二十一日 午後五時まで（必着）

土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

令和二年二月二十七日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 令和二年二月十三日午後二時から、青森市沖館二丁目四七の五において現地説明を行う。

公安委員会

青森県警察本部長告示第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定に基づき、県が令和二年四月一日から翌年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八八條の二第一項第一号に規定する講習をいう。）業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、令第六百六十七條の五第二項及び第六百六十七條の十一第三項において準用する令第六百六十七條の五第二項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八條の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 令第六百六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

(二) 令第六百六十七條の四第二項各号（令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の予定金額に対応する等級（二十万円以上にあつてはA、百五十万円以上二十万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。）の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額
資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模
ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）
イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率
決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数
審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得
審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例
契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることが

ある。

三 資格審査の申請の時期

令和二年一月二十九日から同年二月十二日までとする。
ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部企画課に提出して行わなければならない。

- (一) 経営規模等総括表（様式第二号）
- (二) 商業登記事項証明書の原本又は写し
- (三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）
貸借対照表、損益計算書
- (四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）
法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等全
ての納税証明書
- (五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

- (六) 障害者雇用状況報告書の写し
- (七) ISO 認証取得登録証の写し
- (八) 役員等一覧表（様式第三号）
- (九) その他必要書類（道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要するもの）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知において指定する日から令和五年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第四号)を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、青森県警察本部長に提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するものである場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和五年二月に予定している同年四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(安全運転管理者等講習業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種(複数業種記入禁止)

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

